

国立大学法人京都大学有期雇用教職員就業規則等新旧対照表

改正前						改正後					
<p>国立大学法人京都大学有期雇用教職員就業規則 (平成16年達示第72号)</p> <p>第1章 総則 (中略) (定義)</p> <p>第2条 この規則において有期雇用教職員とは、期間を定めた労働契約により雇用する教職員のうち、別表第1、別表第2及び別表第3の職名欄に定める者をいう。</p> <p>2 (略) (資格等)</p> <p>第3条 有期雇用教職員の資格、職務内容、雇用年齢上限(無期雇用教職員を除く。以下同じ。)、定年(無期雇用教職員に限る。以下同じ。)及びその他の事項は、別表第1、別表第2及び別表第3の職名ごとの区分に応じ、同表に定めるところによる。</p> <p>(中略)</p> <p>別表第2</p>						<p>第1章 総則 (定義)</p> <p>第2条 } (同左) 2 } (資格等)</p> <p>第3条 (同左)</p> <p>別表第2</p>					
職名	資格・職務能力	職務内容	雇用年齢上限	定年	その他の事項	職名	資格・職務能力	職務内容	雇用年齢上限	定年	その他の事項
寄附講座 教員 寄附研究 部門教員	当該講座 又は研究 部門教員 としての 業務の遂 行能力が あり、原 則として 他の職に 就いてい ない者	当該講座 又は研究 部門にお ける教育 研究に従 事するほ か、本学 の定めに より教育 研究に支 障のない 範囲内で その他の 授業又は 研究指導 を担当す る	満65歳 (ただし、大学 が特に認 めた場合 は、この 限りでな い。)	満65歳	(略)	(同左)	(同左)	当該講座 における 教育研究 又は研究 部門にお ける研究 に従事す るほか、 本学の定 めにより 当該講座 又は研究 部門にお ける業務 に支障の ない範囲 内でその 他の授業 又は研究 指導を担 当する	(同左)	(同左)	
共同研究 講座教員 共同研究 部門教員		当該講座 又は研究 部門にお ける研究 に従事す る			・当該講 座又は研 究部門の 継続して いる間、 雇用可能	産学共同 講座教員 産学共同 研究部門 教員		当該講座 における 研究教育 又は研究 部門にお ける研究 に従事す			・当該講 座又は研 究部門の 継続して いる間、 雇用可能

改正前					改正後				
				<ul style="list-style-type: none"> ・当該共同研究講座又は共同研究部門の設置に係る共同研究費にて雇用される場合に限る ・選考方法、選考基準は当該講座・研究部門を置く部局が定める 			るほか、当該講座又は研究部門における業務に支障のない範囲内でその他の授業又は研究指導を担当する		<ul style="list-style-type: none"> ・当該産学共同講座又は産学共同研究部門の設置に係る共同研究費等にて雇用される場合に限る ・選考方法、選考基準は当該講座・研究部門を置く部局が定める
(略)				(略)	(同 左)				(同 左)

(後 略)

国立大学法人京都大学時間雇用教職員就業規則
(平成16年達示第73号)

第1章 総則

(中 略)

(定義)

第2条 この規則において時間雇用教職員とは、期間を定めた労働契約により雇用する教職員のうち、1週間の所定の勤務時間が30時間を超えない者で、別表第1、別表第2及び別表第3の職名欄に定める者をいう。

2 (略)

(資格等)

第3条 時間雇用教職員の資格、職務内容、雇用年齢上限及びその他の事項は、別表第1、別表第2及び別表第3の職名ごとの区分に応じ、同表に定めるところによる。

(中 略)

別表第2 (第2条・第3条・第4条関係)

職名	資格・職務能力	職務内容	雇用年齢上限	定年	その他の事項
(略)			満65歳	満65歳	(略)
寄附講座教員 寄附研究部門教員	当該講座又は研究部門教員としての	当該講座又は研究部門における教育	(ただし、大学が特に認めた場合)		(略)

第1章 総則

(定義)

第2条

2

(資格等)

第3条 (同 左)

(同 左)

別表第2 (第2条・第3条・第4条関係)

職名	資格・職務能力	職務内容	雇用年齢上限	定年	その他の事項
(同 左)					
(同 左)		当該講座における教育研究又は研究			(同 左)

改正前				改正後			
	業務の遂行能力がある者	研究に従事するほか、 <u>本学の定めに</u> より <u>教育研究に支障のない範囲内</u> で <u>その他の授業又は研究指導</u> を担当する	は、この限りでない。))			部門における研究に従事するほか、 <u>当該講座又は研究部門における業務</u> に支障のない範囲内 <u>でその他の授業又は研究指導</u> を担当する	
<u>共同研究講座教員</u> <u>共同研究部門教員</u>		当該講座又は研究部門における研究に従事する		・当該講座又は研究部門の継続している間、雇用可能 ・当該共同研究講座又は共同研究部門の設置に係る共同研究費にて雇用される場合に限る ・選考方法、選考基準は当該講座・研究部門を置く部局が定める	<u>産学共同講座教員</u> <u>産学共同研究部門教員</u>	当該講座における研究教育又は研究部門における研究に従事するほか、 <u>当該講座又は研究部門における業務</u> に支障のない範囲内 <u>でその他の授業又は研究指導</u> を担当する	・当該講座又は研究部門の継続している間、雇用可能 ・当該産学共同講座又は産学共同研究部門の設置に係る共同研究費等にて雇用される場合に限る ・選考方法、選考基準は当該講座・研究部門を置く部局が定める
	(略)			(略)		(同左)	(同左)

(中 略)

別表第5 (第24条関係)

職名	時間給
医師、歯科医師 寄附講座教員、寄附研究部門教員 研究員 <u>共同研究講座教員、共同研究部門教員</u>	1,300円から3,900円までの範囲で100円単位の額

別表第5 (第24条関係)

職名	時間給
医師、歯科医師 寄附講座教員、寄附研究部門教員 研究員 <u>産学共同講座教員、産学</u>	(同左)

